令和3年第9回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年8月5日(木)午後3時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

下川 安 2番 髙田 優子 村上 孝夫 4番 岡田 正治 1番 3番 5番 坂本 正敏 6番 十田 健一 7番 田端 末雄 8番 本田多美子 9番 岡村 栄一 10番 澤村 哲志 木村 昌治 12番 西本賢二郎 11番 13番 中島 浩輔 14番 徳井 勝美 15番 境 浩之 16番 髙島 尚 17番 中山 一久 18番 田上 靖晃 19番 丸山 和則

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 宮本真由美 係長 松倉 司 参事 安田志津子 主任 大原 三和

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議題

- 第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 35 号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 第 21 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
- 第 22 号 農地の形状変更届について
- 第 23 号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長(小山 博君) 皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、開会いたします。

本日は、農業委員総数19名のうち、現在、18番、田上委員より20分ほど遅れるという連絡が入っておりので、現時点で18名の出席により開会させていただきます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立しておりますので、 ただいまから令和3年第9回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

2. 会長挨拶

- **〇事務局長(小山 博君)** まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、 会議規則第5条の規定により、議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。
- ○会長(下川 安君) 皆さん、こんにちは。先日の2日の総会と今日の現地調査等、大変連日でお疲れさまです。先ほど19名の方の農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式がありました。本来ならば推進委員さんと農業委員さん38名で総会を開くんですけれども、皆さん御承知のとおりコロナですので、これもかないませんので、農業委員さんだけだということになっています。それぞれ、今日はよろしくお願いします。

それと、本当に毎日暑い日が続いています。熱中症警戒アラートというのが連日出ておりまして、本当に暑い日が続いておりますし、台風も今週末ぐらい、また、こっちの方に接近するというような情報がありますので、本当に厳しい天気ですので、くれぐれも皆さん体にだけは気をつけていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

そういうことで、今日は改選後初めての審議ということになりますので、よろ しく、それからコロナ禍ですので、スムーズに会が終わりますようにお願いしまし て挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇事務局長(小山 博君) ありがとうございました。それでは、早速議案に入ります。 議案書の1ページをお願いいたします。

3. 議事録署名委員指名

○議長(下川 安君) それでは早速議事に入りますが、着座で議事を進行させていただきます。

本日の議案として、議第32号から議第35号までの178件と報告第21号から報告第23号までの191件を提案しますので、慎重なる御審議をよろしくお

願いします。

本日の議事録署名は、2番の髙田優子副会長及び5番の坂本正敏委員にお願い します。

それから、今日の総会ですけれども、発言の際には、委員番号と氏名を述べた 上で発言をお願いします。

4. 議事

○議長(下川 安君) 始めに、議第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は、5件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第32号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び、使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石と大浜町の申請人で、大浜町の田635㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第21号14番と関連しております。

2番、田崎と伊倉南方の申請人で、伊倉北方の田1,710㎡を労力不足と経営 拡張のため売買するものです。

3番、玉名の申請人で、玉名の田851㎡外1筆、計1,756㎡を労力不足と 経営拡張のために賃貸借契約を設定するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の畑705㎡外1筆、計984㎡を農業者年金受給再設定のため使用貸借権を設定するものです。

5番、横島町の申請人で、横島町横島の畑361㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上5件、合計5,446㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(下川 安君) ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から5番まで順に担当委員の 説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、続けて説明をお願い いたします。

それでは、1番お願いします。

- ○5番(坂本正敏君) 農業委員5番、坂本です。1番の案件について説明します。申請農地は、譲渡人が労力不足、譲受人が経営拡張による売買希望の農地で、もともと譲受人の父が30年以上貸借していた農地であったものを父の死亡により解約し、相続人である息子と売買するものです。周辺に譲受人の自宅及び自宅農地があり、経営面積も50 a以上を有しているため、許可相当と認めます。御審議のほどよろしくお願いします。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。
 次、2番をお願いいたします。
- ○7番(田端末雄君) 農業委員7番、田端です。2番の案件について説明します。この案件は、昨年11月頃に申請をされておりましたが、農業の実績や経験が見受けられないという形で保留にされていた案件です。昨日現地調査に小山局長、松倉係長、本田委員、私4人で現地を、申請地を調査に行ってきました。申請地は畑作地に形状変更され、そこでサツマイモとカボチャが作付けされておりましたが、昨日現在ではサツマイモがひとむねだけ残っており、カボチャは7月の雨不足で枯込んでおりましたが、枯込む前の写真が撮ってありました。現在、50aの水田を小作に出してありますが、2年後に息子が帰ってきて、そのときから、2年後から自分たちで作付けをするという形を取っているという説明がありました。そのために少しでも農地を集めているという話をされておりました。そのほかにミカンを少し植えられている様子でした。現在、農業の収入、収益はないが農業をする意思はあると判断いたしました。それからここの土地は、農振地となっており、多目的や転売とかの目的に使用する場合は許可が必要である。そのために許可をそういう場合は出さないという方向で、今回は下限面積も達しているということから、今回は許可相当と自分は思っております。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 次に、3番をお願いします。
- ○9番(岡村栄一君) 9番、農業委員の岡村です。3番の案件について説明いたします。貸出人は労働力不足、借受人は経営拡張。現在の借受人のほうが下限面積が少し足りませんけど、今度の申請面積で満たすと思いますので、問題ないと思いますので、許可相当と思います。審議のほどよろしくお願いします。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 次に、4番をお願いします。
- ○14番(徳井勝美君) 14番、徳井勝美です。4番の案件について説明します。使用借人と使用貸人は親子関係で、農業者年金受給のため今までも設定されておって、今度新たに2筆、984㎡、柴原というところで耕作をされるということで、新た

に再設定ということで、何ら問題はなく、下限面積も十分足りておりますので、許可相当と考えます。よろしくお願いします。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 次に、5番をお願いします。
- **〇2番(高田優子君)** 農業委員2番、髙田です。5番の案件について説明します。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、下限面積も満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。御審議よろしくお願いいたします。
- ○議長(下川 安君) ありがとうございました。3条申請5件について、担当委員の 説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見・御質問もないようですので採決に移りたいと思います。 議第32号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり、許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第32号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第33号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は、2件です。

議第33号は、受付番号1番に始末書が提出されておりますので、担当委員の 説明の前に、事務局担当者より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。 3ページをお願いします。

議第33号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下 記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年8月5日提出、 玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大浜町の田282㎡で、転用目的は、農業用倉庫及び資材置場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、農業用施設であることから、例外的に許可は可能と判断しております。

2番、申請物件が岱明町高道の田136㎡外1筆、計251㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

以上2件、計533㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目

ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る8月3日に、地元委員同道のうえ現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 ここで、受付番号1番の始末書を、事務局担当者の松倉係長より読み上げます。
- ○係長(松倉 司君) ─ 1番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(下川 安君) ただいま、受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、 受付番号1番及び2番について担当委員の説明をお願いします。
 - 1番、お願いします。
- ○5番(坂本正敏君) 農業委員5番、坂本です。1番の案件について説明します。申請地は大浜末広の簡易郵便局から西に約50mの場所です。先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、申請地は既に農業用の堆肥舎と資材を入れるビニールハウスが建っています。転用面積は282㎡で、資材が入っているビニールハウスはそのまま残し、堆肥舎は解体し、農業用車両や資材などを入れる木造2階建ての倉庫を建て直す計画です。給排水の計画については、給水や生活雑排水は特になく、雨水については自然浸透式として、あまり水は西側の排水路に流すとのことでした。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 それでは、2番をお願いします。
- ○13番(中島浩輔君) 農業委員13番、中島です。2番の案件について説明いたします。目的は住まいの老朽化が著しく、新しく住宅を建てるということです。場所は、JA岱明総合支所の東隣、木造の平屋で66.66㎡と進入路拡張を含む合わせて251㎡です。東側はブロック2段設置してあり、個人の道路です。南側は1mほど下のほうに中区が管理する通路があります。整地の時2、30㎝低くなるような地ならしで、その高さは少し緩和するということで、西側には母屋と車庫があります。北側は市道です。給水と生活雑排水及び汚水は市道に埋設してある上下水道にそれぞれ接続されます。雨水は母屋との境に、U字溝を設置し、既存水路に排出されるそうです。問題ない者と思います。以上です。
- **○議長(下川 安君)** はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりましたけども、御意見や御質問はありませんでしょうか。
- **〇8番(本田多美子君)** 8番、本田です。第1種農地というのがずっと今までこの中で初めて入ってきたんですけど、第1種農地は大事な農地、ただ例外的にここは許

可ができるという、その条件的なものが少し局長さんぱたぱたと言われて分からなかったんですけど、第1種農地の例外的、特にこの2番の個人住宅は広い農地なのかな。その集落に接しているというのはぎりぎりとなりが隣接しているのかなとか、そういうことを思いましたので、ちょっと例外的なものをもう一度教えていただけたらと思います。

- 〇議長(下川 安君) 事務局から。
- 〇係長(松倉 司君) 事務局の松倉です。ただいまの御質問は第1種農地の不許可の 例外で、集落接続の話になったと思うんですけど、どんなものができるのかという ことでお答えをさせていただきます。

まず、第1種農地というのは昨日御説明させていただきましたとおり、申請地、 農地が属するところが10ha以上の農地の広がりがある中に介在する農地を第1種 農地と判断いたします。第1種農地は立地基準として許可ができませんけれども、 不許可の例外といたしまして、この議第33号の1番で言いますと、農業用施設な らば不許可の例外として許可が可能であるということ。

2番は、集落接続ということを使いますけど、その集落に住んでいらっしゃる 方が必要な施設であったり、例えば、その集落が少しずつ広がっていくような住宅 を目的とする転用であれば許可が出せるというふうになります。どれだけの間隔が 集落接続じゃないのかというところになると、状況状況でちょっと変わってくるん ですけども、基本的には集落に隣接するような形が一番望ましいと思いますけども、 家庭菜園等ぐらいの間が空いているぐらいではもう集落接続としているとみなして いいんじゃなかろうかという判断もございます。以上です。

- ○8番(本田多美子君) ありがとうございました。
- **〇議長(下川 安君)** よろしいでしょうか。
- ○8番(本田多美子君) はい、ありがとうございました。
- **〇議長(下川 安君)** ほかに御意見・御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ、議第33号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第33号については、許可することに決定しました。

次に、議第34号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は、17件です。

議第34号には、受付番号17番に始末書が提出されておりますので、担当委

員の説明の前に、事務局担当者より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。4ページをお願いします。

議第34号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による 下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年8月5日提出、 玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑364㎡で、転用目的は、宅地分譲1区画です。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岩崎の田30㎡外1筆、計1,805㎡で、転用目的は、選挙 事務所の一時転用です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、 第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が岩崎の畑49㎡外1筆、計155㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5ページをお願いします。

4番、申請物件が永徳寺の畑264㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑446㎡で、転用目的は一時転用で選挙事務所です。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地 と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が、伊倉北方の畑593㎡外2筆、計2,642㎡で、転用目的は、太陽光発電施設49.5kw2区画です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が伊倉北方の畑434㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね300m以内に、駅・IC・市役所等が存在する区域内にある農地で第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が伊倉北方の畑452㎡外1筆、計1,104㎡で転用目的は、営業車両置き場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。6ページをお願いします。

9番、申請物件が玉名の畑300㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、 おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しており ます。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で、集落に接続して設置 されるものとして例外的に許可は可能となっております。

10番、申請物件が岱明町庄山の畑202㎡外4筆、計1,713㎡で転用目的は、共同住宅2棟です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が岱明町野口の田964㎡で、転用目的は建売住宅3戸です。 農地区分は上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の 公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が岱明町野口の畑495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いします。

13番、申請物件が岱明町野口の田286㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町山下の畑486㎡外1筆、計570㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

15番、申請物件が横島町横島の田919㎡で、転用目的は特定建築条件付き 土地6戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地 で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

16番、申請物件が天水町小天の田487㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

17番、申請物件が天水町小天の田1,038㎡外1筆、計1,385㎡で、転用目的は資材及び建設機械置き場です。農地区分はおおむね300m以内に、駅・IC・市役所等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

以上、計17件、合計14,333㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る8月3日及び4日に地元委員同道のうえ、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から16番まで順に担当委員の説明をお願いいたします。また、

連続して説明される場合は、続けてお願いします。 それでは、1番からお願いします。

- ○4番(岡田正治君) 農業委員4番、岡田です。1番の案件について説明します。申請地は旧栄屋立願寺店から南に100mの場所にある住宅街の中にある農地です。申請人は福岡県の宅建業を営む法人で、ここに宅地分譲1区画を計画しているものです。申請地の周辺は北側、東側、南側は宅地で、西側は道路です。申請地は既に雑種地となっていますが、これは過去に農地転用の許可が出ており、転用者が事業の実施途中で亡くなられているということです。転用面積は364㎡。盛土等はせず、現況の状態で分譲地として販売するということです。給排水の計画については、給水は玉名市水道引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については地下浸透ということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するということでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 2番をお願いします。
- ○3番(村上孝夫君) 農業委員3番の村上です。2番の案件について説明します。申請地は玉名市役所から南西に約500mの場所にあります。申請人は今年10月に行われる玉名市長選挙に出馬予定のため、ここに選挙事務所を建設するものです。事業面積は1,805㎡、特に盛土はせず、整地をして事務所3棟と駐車場31台分を建設する予定です。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については自然浸透し、上水を東側道路溝に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことです。本件は一時転用のため、選挙が終わったら現状を復元し元の農地に戻すとのことでした。以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。
- 〇議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 では、3番をお願いします。
- ○4番(岡田正治君) 農業委員4番、岡田です。3番の案件について説明いたします。申請地は玉名市役所から西に500mの場所で、住宅街の中にある農地です。申請人は玉名市内に借家住まいで、住環境に優れ利便性もよく、住宅地としての環境が完備された地域であるため、ここに個人住宅の建設を計画しているものです。申請地の周辺は、北側は宅地、東側と南側は道路、西側は譲渡人の畑です。転用面積は155㎡、宅地165.07㎡と合わせて、事業面積320.07㎡、木造平屋建ての住宅を建設するものです。特に盛土はせず、整地をして周辺をブロックで囲むと

いうことです。給排水の計画については、給水は玉名市水道引き込み、生活雑排水 も公共下水道に接続します。雨水については、東側道路側溝に排出するということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するということでした。以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

- 〇議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 4番、5番は同一人さんなので、続けてお願いします。
- ○3番(村上孝夫君) 農業委員3番の村上です。4番の案件について説明します。申請地は肥後銀行玉名支店から南に約600mの場所です。申請人は玉名市の借家住まいで、現在の住まいが手狭になってきたため、申請人の実家の近くに個人住宅の建設を計画しているものです。申請地の周辺は、北側と東側は道路、南側と西側は畑です。転用面積は264㎡、木造2階建ての住宅を建設し、盛土は50cmぐらい上げて、周辺をブロックで囲むということです。給排水の計画につては、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、地下浸透ということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことです。以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、5番の案件について説明します。申請地は山田公民館から西に約 100mの場所にある住宅街の中にある農地です。申請人は、今年10月に行われる玉名市市議会議員選挙に出馬予定のため、ここに選挙事務所を建設するものです。事業面積は446㎡、特に盛土はせずに設置をして、事務所と駐車場5台分を建設する予定です。給排水の計画について、給水も生活雑排水も汚水も特に発生せず、仮設トイレを設置するとのことでした。雨水については自然浸透ということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことです。本件は一時転用のため、選挙が終わったら現状復元し、元の農地に戻すとのことでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

- 〇議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 次に、6番をお願いします。
- ○7番(田端末雄君) 農業委員7番、田端です。6番の案件について説明します。申請地は城ヶ崎病院から東に約200mぐらいのところにある高台の農地です。申請は大阪府で太陽光事業を営む法人で、ここに49.5kwの太陽光発電を2区画設置するものです。申請地の周辺は、北側は道路、東、西側は両サイドは畑、南側は谷という形です。転用面積は全体で2,642㎡、約2反半、太陽光パネルを44

2枚設置する計画です。盛土はせず整地を行い、その周辺をフェンスで囲むということです。申請地の南側斜面は土砂災害警戒区域に指定されているために、地盤の安定のために南側山林の伐採はせずに、太陽光パネルを北側の方向に集中する計画となっています。なお、申請地の南側の住民には、計画の説明を行い、全員から了解を得ているとのことでした。給排水の計画については、太陽光発電のために特に発生しませんが、雨水については自然浸透させ、オーバーフローしている水に関しては北側道路側の側溝に排出するということを取っております。万が一被害が発生した場合は転用者が責任をもって対処するということでした。以上、現地を調査した結果、特に問題ないと思いましたので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。
 次に、7番をお願いします。
- ○8番(本田多美子君) 農業委員8番、本田です。7番の案件について説明します。申請地はJR肥後伊倉駅から南東に約200mの場所です。申請人は、現在、玉名市内の借家住まいですが、子どもが大きくなりアパートでは手狭になり、また、叔父の土地を譲ってもらえることとなったため住宅を建築することにしたそうです。申請地の周辺は、北側は叔父所有の畑、東側と西側は宅地、南側は道路です。転用面積は434㎡で、木造平屋建ての住宅を建築するとのことでした。特に盛土は行わないが、隣接地への土砂の流出や崩壊などについては、十分注意して施工を行うとのことでした。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設置し南側道路側溝に放流する。雨水についても南側道路側溝に放流するとのことでした。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 次に、8番をお願いします。
- ○7番(田端末雄君) 農業委員7番、田端です。8番の案件について説明します。申請地は凸版印刷熊本工場から南に約300mくらいにある農地で、申請人が営んでいる貨物運送業の事業所の東側に隣接する農地です。申請人は、砂利や山砂の運送を主として、近年土木業も営むようになったために、事業の集約と従業員の安全を図るために事業地を拡大し、ここに営業用車両置き場を設置するものです。申請地の周辺は、北側南側は畑、東側は道路、西側は申請人の事業所です。転用面積は1,104㎡、約1反1畝ぐらいです。車両進入路、転回場所のほか、ダンプやトレーラーなどの車両置き場とする計画です。申請地の全体に砂利を敷き、隣接する土地

へ土砂の流れがないように十分注意するということでした。給排水の計画について は特に発生しませんが、雨水については自然浸透させるということでした。 万が一 被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するということでした。 以上、 現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、 御審議をよろしくお願いします。 以上です。

- 〇議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 次に、9番をお願いします。
- ○9番(岡村栄一君) 9番、岡村です。9番の案件につきまして説明いたします。申請人は、現在、アパート生活です。転用目的は個人住宅です。場所は、くまもと県北病院の北側500mの集落の中です。親の畑を借りて個人住宅を建てるということで、300㎡に2階建ての80㎡の住宅です。南側に市道が通っております。東側が集落の道路で、西側は親の自宅に入る道路があります。給排水は公共事業で水道が流れていますので、ここに流します。雨水は南側の水路に流す。回りはコンクリートブロックで土砂の流出はない。調査の結果、何ら問題ないと思いますので、許可相当と思いますのでよろしくお願いします。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続いて、10番をお願いします。

いします。

- ○11番(木村昌治君) 農業委員11番、木村です。10番の案件について説明いたします。申請地はコスモス岱明店の東側にある農地です。ちょうど裏側になると思います。申請人は県内で不動産賃貸業を営む法人で、ここに共同住宅2棟を建築するものです。申請地の周辺は、北側は道路、東側は宅地と道路、南側と西側は宅地です。転用面積は1,713㎡で、宅地411.76㎡と合わせて、事業面積が2124.76㎡です。共同住宅を2棟建設し、駐車場を25台分設置するという計画になっています。隣接境界にはL型擁壁とブロックを設置し、土砂の流出を防ぐということです。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、浸透枡を設け、北側の道路側溝に流すということになっております。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。
 次は、11、12、13番については、同一委員さんなので続けて説明をお願
- 〇12番(西本賢二郎君) 農業委員12番、西本です。11番の案件について説明します。申請地は大野小学校の北側にある農地です。申請人は、玉名市内で不動産建

築請負業を営む法人で、ここに建売住宅3戸を建築するものです。申請地の周辺は、 北側は道路、西側、南側は宅地で、東側は田です。転用面積は964㎡で、これを 3区画に分け、木造平屋建ての住宅を3戸建築し販売するものです。現地境界には ブロックを設置し、土砂の流出を防ぐということです。給排水の計画については、 給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水につい ては、敷地内に雨水枡を設け、北側道路側溝に流すということです。万が一被害が 発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査 した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

続いて、12番の案件について説明します。申請地は、玉名市岱明支所から北東に約500mのところです。申請人は、現在は母と同居しており、かねてから住宅を建てたいと場所を探していたところ、母の所有地を適正地と判断し、母から贈与により取得することで住宅の建設に至ったということです。申請地の周辺は、北側と南側は母名義の畑、東側は宅地、西側は畑です。転用面積は495㎡で、山林3.61㎡と合わせて、事業面積は498.61㎡で、木造平屋建ての住宅を建築するとのことです。特に盛土はせず、周辺を最小限のブロックで囲むということです。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、敷地内に雨水用枡を設置し、上水を南側道路側溝へ排出するということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

続いて、13番の案件について説明します。申請地は、専修大学玉名高校から東南に約200mの場所です。申請人は、現在、玉名市内に借家住まいですが、手狭になってきたため住宅を建設するものです。申請地の周辺は、北側と西側と東側は宅地、南側は道路です。転用面積は286㎡で、木造平屋建ての住宅を建築するとのことでした。特に盛土はせず、周辺をブロックで囲むということです。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、地下浸透ということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

- O議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。
 - それでは、14番をお願いします。
- 〇13番(中島浩輔君) 農業委員13番、中島です。14番の案件について説明します。現在、山田の団地に申請人は居住されています。母親の将来を考え、祖母の畑を譲り受け、母屋の北側の敷地内の一部に個人住宅を建てるということです。場所

は、玉名市岱明支所より西側へ500m行ったところです。南側は母屋と、一部進入路として南側の市道に通じています。東側と西側は畑です。北側は祖母の畑です。約30cmほど盛土をするために、北側と東側にはL型擁壁をされるそうです。給水についてと生活雑排水及び汚水は、南側の市道に埋設されてある上下水道へ、それぞれ接続されます。雨水は敷地内に雨水枡を設置し、市道の側溝に流されます。問題ないものと思います。以上です。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 次に、15番をお願いします。
- 2番農業委員、髙田です。15番の案件について説明いたしま 〇2番(髙田優子君) す。転用の目的は建築条件付土地売買となります。土地の選定理由といたしまして、 この土地は近隣に住宅が建ち並んでおり清閑な土地であります。近くには、病院施 設、保育園などの施設があります。また、近くには国道501号線が通っておりま すので、交通の便も大変いいところであります。そのため、選定理由になったと聞 いております。事業の目的及び必要性ですが、譲受人は不動産売買及び建築業を営 んでおります。このたび建築条件付土地売買を行うそうです。転用面積は919㎡ です。給排水計画ですが、給水方法は、既存の井戸を利用するそうです。雨水、生 活雑排水、汚水の処理方法は、生活雑排水、汚水については、申請地東側に通って おります集落の排水施設に接続するそうです。雨水につきましては、地面に自然に 吸水させるほか、集水枡を設置し、集水枡に集めた雨水は東側の道路の側溝に放流 するということです。被害防除計画としましては、造成に関わる土砂の流出、堆積、 崩壊への対策としましては、隣地に土砂の流出がないよう、擁壁や境界壁を設ける 予定です。もし、工事に関してその土砂が流出し、隣のところへ被害が生じた場合 は、譲受人の責任において対処するということです。また、完成後の被害防除対策 としましても、被害が生じた場合は譲受人の責任において対処していくということ でお聞きしております。現地調査の結果、問題ないと思いました。御審議よろしく お願いいたします。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。
 次に、16番をお願いします。
- ○19番(丸山和則君) 農業委員19番、丸山です。16番の案件について説明します。申請地は、コメリ天水店東に約150mの場所です。申請人は、現在、親と同居していますが、家が狭くなったために住宅を建築するとしたそうです。申請地の周辺は、北側と東側は道路、南側は田、西側は水路です。転用面積は487㎡で、木造2階建ての住宅を建築するとのことです。申請地周辺をコンクリートや自然石で擁壁を造り、隣接地への土砂の流出を防ぐとのことでした。給排水の計画につい

ては、給水は敷地内にボーリングをし、生活雑排水、汚水については合併浄化槽を 設置し、東側水路に放流する。雨水についても東側水路と北側道路側に放流すると いうことです。また、万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処す るとのことです。以上、現地を調査した結果、特に問題はないと思いますので、御 審議のほどよろしくお願いします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。受付番号1番から16番まで、 担当委員の説明が終わりました。

次、17番ですけれども、17番には始末書が出ておりますので、事務局担当者の松倉係長より読み上げてもらいます。よろしくお願いします。

- ○係長(松倉 司君) ─ 17番の案件について始末書朗読 ─
- ○議長(下川 安君) ただいま、受付番号17番の始末書が読み上げられましたので、 引き続き17番の担当委員の説明をよろしくお願いします。
- ○18番(田上靖晃君) 農業委員18番、田上です。17番の案件について説明します。申請地は、玉名市天水支所から南に約200mの場所です。先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、申請地は既に埋め立ててあります。申請者は、市内で建設業を営む法人で、ここを資材や建設機械置き場とする計画です。転用面積は、1,385㎡で、砂、砕石類や、側溝、管類の資材置場、また、建設機械類の駐車スペースや通路として利用する計画です。給排水の計画については、給水や生活雑排水は特になく、雨水については地下浸透とするとのことでした。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことです。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。5条申請の17件について、 担当委員の説明が終わりましたけれども、御意見、また、御質問はありませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移りたい と思います。

議第34号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり、許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第34号については、許可することに決定しました。

次に、議第35号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申 請件数は、154件です。 事務局より説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。8ページをお願いいたします。

議第35号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和3年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページから10ページの総括表、11ページから43ページまでの集計表の とおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が9件、41,498㎡、利用権設定が138件、491, 223.39㎡、合計147件532,721.39㎡の集積で、いずれも農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案して おります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第35号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異 議のない方は、挙手をお願いします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第35号については、原案どおり決定いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。

報告第22号農地の形状変更届について。

報告第23号許可不要転用届について。

事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 44ページをお願いいたします。

報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、44ページから97ページまでの188件、合計869, 270.78 ㎡ の解約通知を受理しております。17番から188番は、農事組合法人岱明設立に伴う解約で、議第35号22番から149番と関連しております。

続きまして、98ページをお願いします。

報告第22号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたの

で報告します。令和3年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件、5,048㎡の届出を受理しております。

続きまして、99ページをお願いいたします。

報告第23号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理 したので報告します。令和3年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、携帯電話無線基地局設置のためとする許可不要転用届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

これで、本日予定の議案審議と報告が終わりました。ありがとうございました。

5. その他

〇議長(下川 安君) 引き続いてその他に移ります。その他ということで、皆さん方から何かございませんでしょうか。

(なしの声) -----

6. 閉 会

○議長(下川 安君) なければ、これをもちまして、令和3年第9回農業委員会総会 を閉会いたします。

慎重なる審議、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

-----閉 会 午後4時10分 以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年8月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農業委員 髙田優子

農業委員 坂本 正敏